

福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福岡市水道水源かん養事業基金（以下「基金」という。）設置の趣旨により、公益的な活動を行う福岡市民の団体（以下「市民団体」という。）に対し、基金から交付する助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（助成金の交付対象事業及び経費）

第2条 福岡市関連の水源地域（以下「水源地域」という。）で実施する事業のうち、助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）及び経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（助成金の交付対象団体等）

第3条 助成金の交付対象団体は、前条に規定する事業へ参加する福岡市内に居住又は勤務、若しくは通学する者（以下「市民」という。）が、概ね20名以上の市民団体とする。

2 交付対象団体は、公募により募集し、申請内容を審査のうえ、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が選定する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、交付の対象としない。

(1) 代表者（法人である場合は、その役員）が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である市民団体

(2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する市民団体

(3) 福岡市水道局から他の助成金の交付を受けている市民団体

（助成金の交付金額等）

第4条 1年度あたりの助成金の交付総額は、予算に定める額の範囲内とする。

2 助成金の交付金額は、対象経費の総額の3分の2以内の額（ただし、千円未満は切り捨て）とし、別表に定める対象事業のうち、(1)の事業を含む事業を行う場合は3分の2以内の額、それ以外の活動については、2分の1以内の額を助成する。また、本市の1会計年度内において、1つの市民団体につき30万円を限度とする。

3 対象経費の算定にあたっては、市民以外の者が参加することにより発生する費用をその算定基礎に加えないものとする。ただし、市民団体の参加者のうち、市民以外の参加者が市民の参加者の2分の1以下であって、かつ、水源地域住民が、市民の参加者と同程度以下である場合は、この限りではない。

4 対象事業に、他の助成金等がある場合は、対象経費からその助成金等の額を控除するものとする。

（助成金の交付の申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする市民団体（以下「申請団体」という。）は、

管理者に対し、その定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）及び役員名簿（様式第8号）を提出しなければならない。

（助成金の交付の決定等）

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付の決定をするものとする

2 管理者は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 管理者は、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

4 管理者は、第1項において助成金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに申請団体に対しその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定による交付決定を受けた市民団体（以下「助成団体」という。）は、交付決定の内容等に不服があることにより、当該助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、助成金交付申請取下書（様式第3号）を、管理者に提出しなければならない。

（助成事業の変更）

第7条 助成団体は、交付決定を受けた助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成事業変更承認申請書（様式第4号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成事業の中止又は廃止）

第8条 助成団体は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了後45日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第10条 管理者は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第7号）により助成団体に通知するものとする。

（その他）

第11条 助成金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定を準用する。

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、2021年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年 3 月31日をもって廃止する。

別表

対象事業	対象経費
(1) 水源地域で開催される植樹、下刈り、枝打ち、間伐等活動	・ バス借上料 ・ 有料道路通行料 ・ 傷害保険料 ・ 会場設営費 ・ 苗木代、肥料代、支柱代等 ・ 指導者等謝礼金 ・ その他管理者が必要と認める経費
(2) 水源地域の住民との交流活動	・ バス借上料 ・ 有料道路通行料 ・ 傷害保険料 ・ 会場借上料 ・ 会場設営費 ・ 指導者等謝礼金 ・ その他管理者が必要と認める経費
(3) 水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催（ただし、市内で開催されるものに限る。）	・ 会場借上料 ・ 会場設営費 ・ 講師等謝礼金 ・ 広報費（ポスター、チラシ作製等） ・ その他管理者が必要と認める経費
(4) その他管理者が必要と認める活動	・ 管理者が必要と認める経費
(備考) 1 対象経費には、飲食代、宿泊費、備品等購入経費及び事務的経費（文具等購入費、賃金等）は含まない。 2 指導者等謝礼金及び講師等謝礼金については、別に定める「講師謝礼基準」の額を上限に対象経費とする。	